

こ支性第 1 1 5 号
令和 8 年 9 月 4 日

各 都道府県知事 殿

指定都市・中核市市長

こども家庭庁支援局長

こども性暴力防止法の施行に向けた義務事業者用施行準備ガイド Ver. 1.1 の
周知及び円滑な施行に向けた対応について（依頼）

令和 6 年 6 月に成立した学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「法」という。）は、本年 12 月 25 日に施行されます。

法の施行まで 4 か月を切る中で、特に法令に基づく取組が義務となる学校設置者等（義務事業者）において、制度について従事者等への周知を進めつつ、従事者への研修の実施、就業規則等の改定、情報管理規程の整備など、今の段階から必要な準備を進めることが重要です。

このため、本年 7 月に、施行までに最低限対応する必要がある事項についてまとめた資料を、義務事業者用施行準備ガイドとして公表しましたが、今般、当該資料の改定を行いましたので、下記のとおり通知します。本体資料についてガイドラインの改訂に伴うガイドラインの参照ページ数の修正（形式的な修正）、参考資料について、相談窓口の周知広報資料の修正、事業者の取組事例の追加等を行っています。

各都道府県、指定都市並びに中核市におかれては、義務事業者における対応が円滑に進むよう、本資料を周知いただくとともに、特に公立の施設については、各地方公共団体（教育委員会、施設所管の担当部局）に法令に基づく措置の実施の義務がありますので、早期の対応をお願いします。

あわせて、管内全体の準備が円滑かつ迅速に進むような支援、体制整備等について、別添の事項についても対応の検討をお願いします。

各都道府県におかれては、本通知の内容について、管内の市区町村に対して周知をいただくようお願いします。

なお、今後、必要に応じて、施行に向けた準備状況の調査を実施し、公表していくことを検討していますので、ご承知おきください。

記

こども性暴力防止法の施行に向けた義務事業者用準備ガイド Ver. 1.1 の掲載先は、以下のとおり。

【資料掲載先】

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

以上

- こども性暴力防止法は本年12月25日施行であり、施行まで4か月を切りました。施行に向けて、準備を加速する必要があります。学校、保育所等の義務対象事業について、施行後、法令に基づく措置を適切に実施するため、早期の対応をいただくとともに、以下の事項についても対応の検討をお願いします。

（管内全体の準備のサポート）

- ・ 例えば法に基づく研修について、各地方公共団体において企画し、公立の施設の従事者だけでなく、民間の事業者で働く従事者に参加を呼びかける等、民間の事業者含め管内全体の準備が円滑に進むようにご支援をお願いします。
- ・ また、法は児童が利用する幅広い施設が対象であり、公立の施設の従事者の人事・労務管理や、犯罪事実確認に関して戸籍事務も関係するなど、地方公共団体内でも広く所管がまたがるところ、例えば、法の施行に向けてこうした関係部局を横断するチームを設置するなど、関係者間の連携を強化し、管内全体の準備が円滑に進むような体制整備もお願いします。

（条例改正の検討）

- ・ 監督等に関し、対象となる各事業の運営等基準を改正しているため（※）、これらの基準に従い定める各地方公共団体の条例についても、改正の検討をお願いします。

（※）学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和7年内閣府令第104号）附則第7条から第11条まで

- こどもへの性暴力根絶に向け、国として最大限支援してまいります。各地方公共団体においても、積極的な取組をお願いします。